

平成28年改正による社会福祉法人の税額控除制度の変更点

(傍線部分が変更点)

税額控除対象となる社会福祉法人の証明事務等に関する留意事項について 平成28年6月20日社援基発0620第1号 厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知	税額控除対象となる社会福祉法人の証明事務等について (平成23年度税制改正関係) 平成23年8月2日社援基発0802第1号 厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知
1 制度の概要（租税特別措置法第41条の18の3関係） (税額控除対象寄附金－2千円)×40％＝控除対象額（所得税額から控除） ※1 税額控除対象寄附金：税額控除対象法人への寄附金額 注：寄附金支出額が、総所得金額等の40％に相当する金額を超える場合には、40％に相当する額が税額控除対象寄附金となる。 ※2 控除額は、所得税額の25％を限度とする。 2 税額控除対象法人の要件 (1) 実績判定期間内において、以下の2つの要件のうち、いずれかを満たしていること。 〈要件1〉3,000円以上の寄附金を支出した者が、平均して年に100人以上いること。ただし、次の①又は②に掲げる場合には、それぞれ①又は②に定めるとおりとすること。 ① 実績判定期間内に特定学校等（注1）の定員等の総数が5,000人未満の会計年度がある場合（特定学校等の定員等の総数が0である場合の会計年度は除く。）、当該事業年度の判定基準寄附者（注2）数は（ア）のとおり計算し、かつ（イ）の要件を満たすこと。 (ア) 判定基準寄附者数＝ $\frac{\text{実際の寄附者数} \times 5000}{\text{定員等の総数（当該定員等の総数が500未満の場合は500）}}$ (イ) 寄附金額が年平均30万円以上	1 制度の概要（租税特別措置法第41条の18の3関係） これまで、個人が社会福祉法人へ寄附金を支出した場合、所得控除制度が適用されていたが、税額控除対象法人への寄附金については、現行の所得控除制度に加えて、税額控除制度との選択適用を可能とし、平成23年分から適用するものとされたこと。 【税額控除制度の概要】 <u>税額控除対象寄附金－2千円</u>×40％＝控除対象額（所得税額から控除） ※1 税額控除対象寄附金：税額控除対象法人への寄附金額 注：寄附金支出額が、総所得金額等の40％に相当する金額を超える場合には、40％に相当する額が税額控除対象寄附金となる。 ※2 控除額は、所得税額の25％を限度とする。 2 税額控除対象法人の要件 (1) 実績判定期間内において、以下の2つの要件のうち、いずれかを満たしていること。 〈要件1〉3,000円以上の寄附金を支出した者が、平均して年に100人以上いること。ただし、実績判定期間内に特定学校等（注1）の定員等の総数が5,000人未満の事業年度がある場合（特定学校等の定員等の総数が0である場合の事業年度は除く。）、当該事業年度の判定基準寄附者（注2）数は（ア）のとおり計算し、かつ（イ）の要件を満たすこと。 (ア) 判定基準寄附者数＝ $\frac{\text{実際の寄附者数} \times 5000}{\text{定員等の総数（当該定員等の総数が500未満の場合は500）}}$ (イ) 寄附金額が年平均30万円以上

② 実績判定期間内に社会福祉事業に係る費用（注３）の額の合計額が１億円未満の会計年度がある場合、当該会計年度の判定基準寄附者（注２）数は（ア）のとおり計算し、かつ（イ）の要件を満たすこと。

$$\text{（ア）判定基準寄附者数} = \frac{\text{実際の寄附者数} \times 1 \text{ 億}}{\frac{\text{社会福祉事業に係る費用}}{(1,000 \text{ 万円未満の場合は } 1,000 \text{ 万円})}}$$

（イ）寄附金額が年平均30万円以上

（注１）特定学校等とは、租税特別措置法施行令（以下「租特令」という。）第26条の28の２第３項第４号に規定する特定学校等をいい、具体的には次のとおり。

イ 所得税法施行令第217条第４号に規定する学校（学校教育法第１条に規定する学校及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第２条第７項に規定する幼保連携型認定こども園法をいう。）、専修学校及び各種学校

ロ 児童福祉法第６条の２の２第１項に規定する障害児通所支援事業（同条第２項に規定する児童発達支援、同条第３項に規定する医療型児童発達支援又は同条第４項に規定する放課後等デイサービスを行う事業に限る。）、同法第６条の３第１項に規定する児童自立生活援助事業、同条第２項に規定する放課後児童健全育成事業、同条第８項に規定する小規模住居型児童養育事業又は同条第10項に規定する小規模保育事業が行われる施設

ハ 児童福祉法第37条に規定する乳児院、同法第38条に規定する母子生活支援施設、同法第39条第１項に規定する保育所、同法第41条に規定する児童養護施設、同法第42条第１号に規定する福祉型障害児入所施設、同条第２号に規定する医療型障害児入所施設、同法第43条の２に規定する情緒障害児短期治療施設及び同法第44条に規定する児童自立支援施設

（注２）判定基準寄附者とは、租特令第26条の28の２第５項第５号に規定する判定基準寄附者をいい、基本的に3,000円以上の寄附金を支出した者をいう。

（注３）社会福祉事業に係る費用とは、社会福祉法人会計基準（平

（注１）特定学校等とは、租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成27年政令第148号）による改正後の租税特別措置法施行令（以下「新租特令」という。）第26条の28の２第３項第４号に規定する特定学校等をいい、具体的には次のとおり。

イ 所得税法施行令第217条第４号に規定する学校（学校教育法第１条に規定する学校及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第２条第７項に規定する幼保連携型認定こども園法をいう。）、専修学校及び各種学校

ロ 児童福祉法第６条の２の２第１項に規定する障害児通所支援事業（同条第２項に規定する児童発達支援、同条第３項に規定する医療型児童発達支援又は同条第４項に規定する放課後等デイサービスを行う事業に限る。）、同法第６条の３第１項に規定する児童自立生活援助事業、同条第２項に規定する放課後児童健全育成事業、同条第８項に規定する小規模住居型児童養育事業又は同条第10項に規定する小規模保育事業が行われる施設

ハ 児童福祉法第37条に規定する乳児院、同法第38条に規定する母子生活支援施設、同法第39条第１項に規定する保育所、同法第41条に規定する児童養護施設、同法第42条第１号に規定する福祉型障害児入所施設、同条第２号に規定する医療型障害児入所施設、同法第43条の２に規定する情緒障害児短期治療施設及び同法第44条に規定する児童自立支援施設

（注２）判定基準寄附者とは、新租特令第26条の28の２第３項第３号に規定する判定基準寄附者をいい、基本的に3,000円以上の寄附金を支出した者をいう。

<u>成28年厚生労働省令第79号）第23条第2項に規定する事業活動内訳表のうち、社会福祉事業区分における、サービス活動増減の部の費用に計上する額及びサービス活動外増減の部の費用に計上する額の合計額をいう。</u> 〈要件2〉経常収入金額に占める寄附金収入金額の割合が5分の1以上であること。	〈要件2〉経常収入金額に占める寄附金収入金額の割合が5分の1以上であること。
(2) 定款、役員名簿等を主たる事務所に備え置き、閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除き、閲覧に供すること。 (3) 寄附者名簿を作成し、これを保存していること。 3 証明の申請 税額控除対象法人の証明を受けようとする法人は、上記2（1）の要件に 応じて、それぞれ以下の書類を添付して所轄庁に申請すること。 なお、所轄庁においては、必要に応じて、記載事項の根拠となる書類の提出を 求めること。 (1) 〈要件1〉に係る申請書類 ア 証明申請書（参考様式1） イ 寄附金受入明細書（参考様式2） ウ <u>チェック表（参考様式3-1、3-2）</u> ※ <u>ウは①、②により要件を満たす場合のみ</u> (2) 〈要件2〉に係る申請書類 ア 証明申請書（参考様式1） イ 寄附金受入明細書（参考様式2） ウ <u>チェック表（参考様式4）</u> 4 証明書の交付 申請内容が要件を満たしていると認められる場合は、所轄庁は当該法人に 対して証明書を交付すること。（<u>参考様式5</u>） 5 その他 (1) 所轄庁は、税額控除対象法人について住民等に広く周知するため、随時、 ホームページ等で公表するよう努めること。 (2) 税額控除に係る証明は、証明を受けた日から5年間有効であり、一度証 明を受けた後は、その後5年間は証明に係る手続は必要ないこと。 (3) 特定学校等の定員等の総数が5,000に満たない事業年度を有することによ	(2) 定款、役員名簿等を主たる事務所に備え置き、閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除き、閲覧に供すること。 (3) 寄附者名簿を作成し、これを保存していること。 3 証明の申請 税額控除対象法人の証明を受けようとする法人は、上記2（1）の要件に 応じて、それぞれ以下の書類を添付して所轄庁に申請すること。 なお、所轄庁においては、必要に応じて、記載事項の根拠となる書類の提出を 求めること。 (1) 〈要件1〉に係る申請書類 ア 証明申請書（参考様式1） イ 寄附金受入明細書（参考様式2） (2) 〈要件2〉に係る申請書類 ア 証明申請書（参考様式1） イ 寄附金受入明細書（参考様式2） ウ <u>チェック表（参考様式3）</u> 4 証明書の交付 申請内容が要件を満たしていると認められる場合は、所轄庁は当該法人に 対して証明書を交付すること。（<u>参考様式4</u>） 5 その他 (1) 所轄庁は、税額控除対象法人について住民等に広く周知するため、随時、 ホームページ等で公表するよう努めること。 (2) 税額控除に係る証明は、証明を受けた日から5年間有効であり、一度証 明を受けた後は、その後5年間は証明に係る手続は必要ないこと。 (3) 特定学校等の定員等の総数が5,000に満たない事業年度を有することによ

り租特令第26条の28の2第3号イ（2）に掲げる要件を満たすことにつき所轄庁の証明を受けた社会福祉法人に対して寄附を行った者に対する所得税の税額控除については、平成27年分の所得税から適用されるので、証明書にその旨を記載するとともに、当該寄附者に対して、当該証明書の写しを追送するよう法人に申し添えること。 <u>（4）社会福祉事業に係る費用の額の合計額が1億円未満の会計年度を有することにより租特令第26条の28の2第3号イ（2）に掲げる要件を満たすことにつき所轄庁の証明を受けた社会福祉法人に対して寄附を行った者に対する所得税の税額控除については、平成28年分の所得税から適用されるので、証明書にその旨を記載するとともに、当該寄附者に対して、当該証明書の写しを追送するよう法人に申し添えること。</u> <u>（5）税額控除対象法人の要件等に係る詳細については、別添の「税額控除に係る証明事務～申請の手引き～（2016年4月1日）」を参照されたいこと。</u> ◎ 参考資料 ① 関係法令の抜粋（租税特別措置法等） ② 「税額控除に係る証明事務～申請の手引き～（2016年4月1日）」 ③ 「特定学校等」の一覧	り新租特令第26条の28の2第3号イ（2）に掲げる要件を満たすことにつき所轄庁の証明を受けた社会福祉法人に対して寄附を行った者に対する所得税の税額控除については、平成27年分の所得税から適用されるので、証明書にその旨を記載するとともに、当該寄附者に対して、当該証明書の写しを追送するよう法人に申し添えること。 <u>（4）税額控除対象法人の要件等に係る詳細については、別添の「税額控除に係る証明事務～申請の手引き～（2015年4月1日）」を参照されたいこと。</u> ◎ 参考資料 ① 関係法令の抜粋（租税特別措置法等） ② 「税額控除に係る証明事務～申請の手引き～（2015年4月1日）」 ③ 「特定学校等」の一覧
---	---